

保健事業 実施計画(平成30年度)

事業名	目的	目標	対象者	事業内容	方法	実施者	期間	場所	評価
高血圧予防事業	①高血圧予防の必要性を理解し、血圧や生活習慣改善を意識する住民が増え、高血圧を予防できる。	1. 健診問診票で関心期以上の回答が80%以上 2. 「改善意欲ありかつ始めている」という回答が9.0%以上	1. 特定健診受診者 2. 一般住民	1. 健康教育 2. 広報啓発	① 減塩味噌汁の試飲 ② 高血圧に関するチラシ、減塩レシピの配布 ③ 血圧手帳の配布(健診会場、地区健康相談) ④ 広報誌への記事掲載 ⑤ 各種団体、関係機関への健康教育	保健師	平成30年4月 ～ 平成35年3月	健診会場 町広報誌 集会所他	1. 生活習慣改善ステージで関心期以上の割合 2. 「改善意欲ありかつ始めている」という回答の割合
ハイリスク者への受診勧奨事業	②医療機関への受診が必要な方が、受診、治療をすることで重症化を予防する。	1. 紹介状返信率(精密検査受診率)60%以上 2. 受診勧奨実施者の受診割合10%以上	1. 特定健診結果において、総合判定が「要精密」または「要医療」である者 2. 受診勧奨者	1. 精密検査受診勧奨	① 要精密者、要医療者へ紹介状の送付(健診結果返信時) ② 紹介状返信票の確認(随時) ③ 未受診者に電話や訪問による受診勧奨・個別指導(結果送付後3ヶ月、6ヶ月を目安とする) ④ 電話・訪問で連絡取れない場合は、受診勧奨の手紙を郵送する。	保健師	平成30年4月 ～ 平成35年3月	自宅または事務所来所	1. 紹介状返信率(精密検査受診率) 2. 受診勧奨実施者の精密検査受診率
特定保健指導事業	③特定保健指導対象者が、生活習慣の見直しを行い、生活習慣病を予防できる。	1. 特定保健指導実施者のリスク要因の改善率40%以上 2. 特定保健指導実施者のリスク改善によるメタボリックシンドロームの非該当率50%以上	1. 前年度特定保健指導対象者 2. 特定保健指導対象者	1. 特定健診事後指導 2. 特定保健指導	①特定健診事後指導で、前年度特定保健指導対象者の経過を確認 ②特定健診事後指導で、指導対象者に特定保健指導の説明 ③健診結果送付後、1か月以内に、初回面接について電話連絡 (最低3回電話をかけ、連絡が取れない場合は、自宅へ訪問または手紙を送付する。訪問時不在の場合は手紙を置いていき連絡終了) ④初回面接 ⑤継続支援 ⑥最終評価	保健師	平成30年4月 ～ 平成35年3月	特定健診会場 自宅または事務所来所	1. 翌年度健診時のリスク要因の改善率(血圧、血糖、脂質) 2. 特定保健指導利用率 3. 特定保健指導終了率 4. 翌年度健診時のメタボリックシンドローム非該当率

事業評価計画

個別保健事業名 平成30年度高血圧予防事業

評価の枠組み	評価項目	評価指標	目標	評価手段	評価時期	評価体制	評価結果	今後の対策
アウトカム	1)生活習慣改善への意識 2)生活習慣改善の行動変容	1)特定健診問診における生活改善ステージが「関心期」以上の回答の割合 2)特定健診問診における「改善意欲ありかつ始めている」の回答の割合	1. 健診問診票で関心期以上の回答が80%以上 2. 「改善意欲ありかつ始めている」という回答が9.0%以上	1)特定健診問診票(KDBシステム)より集計	平成31年3月末	国保担当・健康づくり担当保健師		
アウトプット	1)対象者への普及啓発できたか	1)地区健康相談において高血圧予防・改善に関する健康教育を行った地区数 2)健診会場等での啓発活動回数 3)町広報紙(月1回発行)において高血圧予防に関する記事を掲載した回数 4)各種団体、関係機関への健康教育を行った回数	1)地区健康相談での健康教育の実施率100% 2)啓発活動実施回数10回 3)広報紙への記事掲載3回/12回 4)各種団体、関係機関への健康教育を行った回数9回	1)地区健康相談記録より集計 2)広報記掲載回数 3)担当者への聞き取り	平成31年3月末			
プロセス	1)健康教育資料等の準備	①健康教育の内容は適切であるか	1)健康教育の資料、内容を統一する 2)健康教育を実施できる機関や機会の情報収集を行う。	1)担当者への聞き取り	平成31年3月末			
ストラクチャー	1)事業実施人員	1)事業実施人員は適切であるか	1)各地区健康相談で、1回は実施できる。 2)担当保健師で対応できる。	1)担当者へ聞き取り	平成31年3月末			
	2)予算の確保	2)健康教育に必要な物品(チラシなど)を購入できたか。	2)必要時、物品を購入できる。	1)担当者への聞き取り				

事業評価計画

個別保健事業名 平成30年度ハイリスク者への受診勧奨事業

評価の枠組み	評価項目	評価指標	目標	評価手段	評価時期	評価体制	評価結果	今後の対策
アウトカム	1) 特定健診結果「要精密」「要医療」の方が受診につながる。	1) 紹介状送付者の返信率 2) 受診勧奨実施者の受診割合	1) 紹介状返信率(精密検査受診率)60%以上 2) 受診割合10%以上	1) 紹介状返信票集計 2) 対象者名簿、記録より集計	平成31年3月末	国保担当・健康づくり担当保健師		
アウトプット	1) 未受診者へ受診勧奨できたか 2) 1) 受診勧奨者が受診できたか	1) 紹介状送付者の内、未受診者への受診勧奨割合	1) 未受診者への連絡率100%	1) 対象者名簿、記録より集計	平成31年3月末			
プロセス	1) 紹介状送付対象者の選定	1) 選定基準は適切であるか	1) 総合判定が「要精密」または「要医療」の者へ送付する	1)-①健診システム、対象者名簿より集計 1)-②紹介状返信票の結果(診断結果、治療の有無)確認 1)-③担当者への聞き取り	平成31年3月末			
	2) 紹介状を送付する	2) 通知内容・時期	2) 健診受診後40日以内に通知する	2) 担当者へ聞き取り				
	3) 要精密者・要医療者管理台帳を作成する	3) 台帳は記載しやすかったか	3) 統一した台帳に記載し、管理できる。	3) 担当者への聞き取り				
	4) 未受診者へ受診勧奨を行う	4) 受診勧奨時期・方法	4) 紹介状送付後3カ月、6カ月に未受診者へ電話または訪問、手紙で受診勧奨を行う	4) 要精密者・要医療者管理台帳より確認する				
ストラクチャー	1) 対象者選定・紹介状発行システム 2) 事業実施人員	1) 操作手順が分かりやすいか 2) 一人あたりの対象者数が適切か。	1) 手順をマニュアル化し、全員が操作できる。 2) 各地区で紹介状送付・受診勧奨の対応ができる。	1) マニュアルに基づいて操作ができたか。担当者へ聞き取り確認。 2) 対応可能な人数であったか担当者へ聞き取り。	平成31年3月末			

事業評価計画

個別保健事業名 平成30年度特定保健指導

評価の枠組み	評価項目	評価指標	目標	評価手段	評価時期	評価体制	評価結果	今後の対策
アウトカム	1)リスク要因の改善 2)メタボリックシンドロームからの脱出	1)平成29年度特定保健指導終了者の内、平成30年度特定健診結果においてリスク要因の改善がひとつでも見られた者の割合(血圧、血糖、脂質、喫煙) 2)1)と同様の対象者で、メタボリックシンドロームがリスク改善により非該当となった者の割合	1)特定保健指導実施者のリスク要因の改善率40%以上 2)特定保健指導実施者のリスク改善によるメタボリックシンドロームの非該当率50%以上	1)特定保健指導対象者の記録・健診システムより集計	平成31年12月末	国保担当・健康づくり担当保健師		
アウトプット	1)対象者に連絡できたか 2)対象者に初回面接ができたか 3)対象者を最終評価まで支援できたか	1)特定保健指導対象者の内、初回の連絡をとれた割合 2)特定保健指導対象者の内、初回面接を行った割合 3)特定保健指導対象者の内、最終評価まで終了した割合	1)対象者への連絡率90% 2)特定保健指導利用率(動機付け)34.0%以上、(積極的)35.0%以上 3)特定保健指導終了率(動機付け)32.0%以上、(積極的)22.0%以上	1)～3)特定保健指導対象者の記録より集計	平成31年3月末			
プロセス	1)特定健診会場での啓発	1)対象者の選定方法、説明内容	1)特定保健指導対象者となる方全員に特定保健指導の説明ができる。	1)対象者名簿及び担当者への聞き取りができる。	平成31年3月末			
	2)対象者への初回面接の連絡	2)連絡回数、時期	2)健診結果送付後1か月以内に対象者へ初回面接の連絡をとる。	2)-①特定保健指導対象者の記録より集計 2)-②担当者への聞き取り				
	3)初回面接の実施	3)記録様式、資料、面接時間	3)対象者と目標設定ができる	3)-①特定保健指導対象者の記録より集計 3)-②担当者への聞き取り				
	4)特定保健指導の実施	4)指導方法、資料	4)6ヶ月後の最終評価を対象者と行うことができる	4)-①特定保健指導対象者の記録より集計 4)-②担当者への聞き取り				
ストラクチャー	1)事業実施人員 2)予算の確保 3)栄養士を雇用できたか	1)担当一人あたりの対象者数は適切か。 2)保健指導に必要な資料を購入できたか。 3)栄養士を雇用できたか	1)健康づくり担当保健師(3名)で特定保健指導の対応ができる。 2)必要時、資料を購入できる。 3)特定保健指導に従事できる栄養士を確保する。	1)対応可能な人数であったか担当者へ聞き取り確認。 2)必要な物品を購入できたか担当者へ聞き取り。 3)栄養士を雇用できたか担当者への聞き取り	平成31年3月末			